

しみんの掲示板

掲載方法と注意点
 市民の皆さんからの原稿を基に掲載しています。
 申込方法や掲載要件などはホームページをご覧ください。お問い合せください。
 市庁 〒574-8555 戦略企画室 広報広聴グループ
 ☎870-0403 ☎872-2291 ✉kohokocho@city.daito.lg.jp

原稿締め切り日
 11月号:9月18日(水) 12月号:10月23日(水)

こいや祭り

時 9月7日(土)午前11時50分〜午後3時30分・8日(日)午前11時30分〜午後3時 所末広公園 関関西最大級の踊りの祭り。全国から集まった踊り子が元気を届けます
 問 百武 ☎090・9043・0701
始めようWORDPRESS

時 9月8日(日)午前9時〜正午 所 アクロス
 内 自分のノートパソコンで始めるワードプレス ¥500円
 問 岡田村 ☎050・5362・8748

まちかどコンサート

時 9月16日(祝)午後1時〜3時 所 野崎まいり公園 関フルート&オカリナ演奏、6種類のリコーダーとクラリネット演奏 田代マリ子、野村友輝 ¥千円
 問 岡田村 ☎090・9217・8673
人権啓発講演会

時 9月22日(日)午前8時 ●集合場所 野崎人権文化センター 関 水平社博物館見学など ¥500円

申 岡野村 ☎090・2283・6932
 主 催 差別撤廃をめざす大東市民の会
スマートフォンを学んでみよう!
 時 9月24日(火)午後1時30分〜3時30分 所 アクロス
 内 スマホの基本的な機能やアプリを紹介
 問 岡山 ☎070・4382・0509



だいたう写楽「写真展」

時 9月26日(木)〜10月1日(火)午前10時〜午後6時 所 アクロス 関 時計をテーマに会員各自が、それぞれの思いでつづった写真展
 問 岡 ☎090・5063・3125

大東市美術協会展

時 9月28日(土)午前10時〜午後5時、29日(日)午前10時〜午後3時30分 所 サティホール 関 日本画、洋画、俳画、版画
 問 川端 ☎090・9046・0865

笑いヨガわっはっは大東市

時 9月28日(土)午後2時〜3時30分 所 まなび北新 関 簡単な笑いの体操とヨガ呼吸法を組み合わせた笑いヨガ ¥500円
 問 松栄 ☎080・3036・0478

野崎フオーブジャンボリー

時 9月29日(日)午後1時〜3時 所 野崎まいり公園 関 ギター弾き語り&他ジャンル音楽アーティストによるライブイベント
 関 「夢楽らいぶ」一座 ☎878・6747

中村孝之 古城まどか ふたり展

時 10月3日(木)〜8日(火)午前10時〜午後6時(8日は4時30分まで) 所 アクロス 関 中村孝之、古城まどかの絵画作品展
 問 古城 ☎090・8520・9585

介護者のためのよりよいコミュニケーション講座

時 10月5日(土)、12日(土)、19日(土)午後1時30分〜3時30分 所 総合福祉センター 関 良

分〜3時30分 所 総合福祉センター 関 良
 い聴き手になる方法を学ぶ ¥千円
 申 岡 9月17日から倉 ☎872・8328
市民劇団えん定例公演

時 10月13日(日)午後3時〜6時 所 サティホール 関 「私を一人にしないでください」幸せとは何?介護をめぐる家族の物語
 ¥500円(サティホールで販売)
 問 中村 ☎090・8886・5373

◆ ◆
筆ペン・ボールペン教室
 時 水曜日午前10時〜正午(月2回) 所 市民会館 ¥1か月2千円、教材費600円
 問 木村 ☎090・3845・0816

からだ改善教室
 時 毎週水曜日午後2時〜4時 所 まなび泉 関 丹田呼吸でゆったり体を伸ばし、肩こり、ひざ痛、腰痛などを改善 ¥1か月2500円
 問 坂本 ☎873・4110



金額の記載のないものは無料
申のマークのあるものは事前申込(予約)要

おすすめスポットなど市内で撮影した何げない日常の写真を**#ダイトウスタイル**をつけて投稿してみませんか?

 大東市公式 Instagram です

生活安全
 だより シリーズ 198

注意!! 新聞購読の先付け契約とその契約、必要ですか? 相談事例

今月で新聞契約が終わると思っていたところ、別の販売店が来月から1年間配達すると、電話してきた。3年前に契約したと言うが、覚えていない。高齢のため入退院を繰り返して、購読が困難。

アドバイス
 販売店は、消費者が購読中の他紙の契約との重複を避けるためもあり、数年先から始まる先付け契約を勧めることがあります。しかし、契約期間が長くなると経済的・健康上などの事情で購読が困難となることがあります。

大阪府の条例では「不当に長期にわたる(言面必要としない)契約」を禁止しており、販売店に自粛を求めています。
 締結された「2年を超える長期契約」や「1年を超える先付けの契約」については、状況によっては条例に違反する不当な取引行為となり、解約を求めることができます。

特に必要がない限り、先付けの契約をしないようにしましょう。また、訪問販売は契約書を受け取ってから8日間以内であればクーリング・オフができます。

わからないことがあれば消費生活センターにお問い合わせください。
 問 消費生活センター ☎870・0492 (水・土・日曜日、祝日を除く)